

令和3年2月吉日

組合員の皆様へ

埼玉県明乳事業協同組合
理事長 松本 勝

4月1日より総額表示が義務化となります

組合員の皆様におかれましては、日頃より組合の活動にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和3年4月1日より総額表示が義務化となります。総額表示義務とは、消費税課税事業者に義務づけられたもので、消費税額を含んだ総支払額がひと目で分かるようにするという目的から義務づけられました。総額表示が義務付けられるのは以下の通りです。

組合員皆様におかれましてはご対応をお願い致します。

- ・ 値札、陳列棚、店内の価格表示
- ・ 新聞、雑誌、カタログなどの価格表示
- ・ 商品パッケージに対して印字する価格表示
- ・ テレビ、ホームページなどの価格表示
- ・ その他、消費税に対して行う小売段階の価格表示

※請求書・納品書はこれまで通りで義務づけられてはおりません。

Before 表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置
2021年3月31日まで

10,000円(税別)	10,000円(税別価格)
10,000円(税抜)	10,000円(税抜価格)
10,000円(税抜)	10,000円(本体価格)
10,000円+税	10,000円+消費税

※表示価格は税別です。※価格は全て税抜価格です。

After 総額表示の具体的な表示例
2021年4月1日以降

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額等1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

このような表示が「総額表示」に該当します

こちらの表記でもOK!!

○ 10,000円(税込11,000円)

■支払総額である「11,000円」さえ表示されていれば、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていてもOK!
消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。



参考HP QRコード